

第 1 回大樹町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 21 日 (火) 午後 1 時 10 分

2 場 所 大樹町役場委員会室 (3 階)

3 出席委員 14 名

1	乙部 毅博	2	牧田 日出男	3	寺嶋 誠一
4	鈴木 敏文	5	水野 敦	6	金曾 浩文
7	角倉 和博	8	金曾 千春	9	竹次 正実
10	西川 圭介	11	佐藤 照実	12	三木 隆志
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4 欠席委員 0 名

5 議事日程

日程第 1 臨時議長の選出について

日程第 2 互選第 1 号 農業委員会会長の互選について

日程第 3 互選第 2 号 農業委員会会長職務代理者の互選について

日程第 4 委員議席の指名について

日程第 5 会議録署名委員の指名について

日程第 6 協議案第 1 号 委員会の設置について

日程第 7 協議案第 2 号 あっせん班及び現地調査班の設置について

日程第 8 農業委員会業務報告について

日程第 9 議案第 23 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 事務局 清原局長、薩田係長

7 閉会時間 午後 2 時 00 分

8 会議の概要

清原局長	それでは、只今から、第一回大樹町農業委員会総会を開催します。 総会の開催にあたりまして、黒川町長からご挨拶をいただきます。
黒川町長	(町長 挨拶)
清原局長	ありがとうございました。 次に本日が第二十六期の農業委員の皆様、初顔合わせになりますので、事務局職員を含め、自己紹介の場を設けさせていただきます。始めに農業委員の皆様から、仮議席順に自己紹介をお願いします。
各農業委員	(各農業委員 自己紹介)
清原局長	ありがとうございました。 二十六期農業委員、十四名の皆様から自己紹介をいただきました。 次に事務局職員から自己紹介させていただきます。
清原局長	(局長 自己紹介)
薩田係長	(係長 自己紹介)
清原局長	それでは、議事に入らせていただきますが、臨時議長が決定するまでは、初総会の招集者である黒川町長が、臨時議長を行うこととなっておりますので、日程第一につきましては、黒川町長の議事進行をお願いします。
町長	それでは、議事に入ります。 日程第一、臨時議長の選出であります。大樹町農業委員会 会議規則第五条の規定では、会長が議長を務め、会長が決定されるまでの間は、最年長の委員が臨時の議長となり、議事を進行する旨、規定されております。 これに基づきまして、出席委員のうち、最年長委員は仮議席一番・牧田 日出男 委員でありますので、牧田日出男委員を、臨時議長に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 それでは、牧田日出男委員を臨時議長に指名いたします。 暫時休憩します。 (町長退席)
臨時議長	ただ今、臨時議長に指名されました牧田日出男です。 皆さま方のご協力をいただきながら、会長が決定するまでの間、職を務めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。 それでは、ただ今より、お手元の総会議事日程に従い議事を進めます。 ただ今の出席委員は、十四名であります。定足数に達しておりますので、只今から会議を開きます。 日程第二、互選第一号、農業委員会会長の互選についての件を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
清原局長	本件は、大樹町農業委員会会長の互選をお願いするものです。 会長の互選については、委員による投票を行い、最多数を得たものを当選人とする方法と、指名推薦の方法による選出、又は、選考委員による選出がありますので、ご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上で説明を

	終わります。
臨時議長	ただ今、事務局から説明がありました。 会長の互選について、三通りの選出方法があります。どのような方法で互選するか、お伺いします。
太田委員	指名推薦の方法でお願いいたします。
臨時議長	太田福司 委員から指名推薦との意見が出ましたが、ほかにご意見はありますか。 (意見なし) ご意見なしと認めます。よって、会長の互選にあたっては、指名推薦による方法と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって、会長の互選については指名推薦と決しました。それでは、どなたか会長の推薦をお願いいたします。
太田委員	穀内和夫委員を推薦します。
臨時議長	太田福司委員から 穀内和夫委員の指名推薦がありましたが、ほかにご意見ませんか。 (推薦人なし) 推薦人なしと認めます。ただ今、指名推薦がありました、 穀内和夫委員を大樹町農業委員会会長の当選人とすることに決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 全員賛成により、大樹町農業委員会会長に、 穀内和夫委員を選出いたします。 ただ今の会長決定により、当選人に対する告知といたします。 新会長に就任された 穀内和夫委員、新任のあいさつを許します。
穀内委員	(穀内委員 挨拶)
臨時議長	ありがとうございました。皆さま方のご協力により、臨時議長の職務を全うすることが出来たことを感謝申し上げます。これで議長を会長と交代いたします。ありがとうございました。
清原局長	臨時議長におかれましては、大変お疲れ様でした。 これからの議事進行は、穀内和夫会長に議長をお願いいたします。議長席に、ご着席願います。
議長	日程第三、互選第二号、農業委員会会長職務代理者の互選についての件を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
清原局長	本件につきましては、農業委員会会長職務代理者の互選をお願いするものです。 互選の方法については、会長の互選と同様、委員が投票を行い、最多数を得

	た委員を当選人とする場合と、指名推薦の方法による場合、又は、選考委員による選出の場合がありますので、ご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、三通りの選出方法があります。どのような選出方法で互選するか伺います。
金曾浩委員	指名推薦の方法でお願いいたします。
議長	金曾浩文委員から指名推薦との意見がありましたが、他にございませんか。 (意見なし) 意見なしと認めます。よって、会長職務代理者の互選については指名推薦により行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、会長職務代理者は、指名推薦による選出と決しました。 それでは、会長職務代理者の推薦をお願いいたします。
金曾浩委員	太田福司委員を推薦します。
議長	金曾浩文 委員から 太田福司委員の指名推薦がありましたが、ほかにございませんか。 (他になし) 推薦人なしと認めます。ただ今、指名推薦がありましたが、太田福司委員を農業委員会会長職務代理者の当選人とすることに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。全員賛成により、大樹町農業委員会会長職務代理者に、太田福司委員が選出されました。それでは、ただ今の会長職務代理者決定に基づき、当選人に対する告知といたします。 太田福司委員、新会長職務代理者として、あいさつを許します。
太田委員	(太田福司委員 挨拶)
議長	ありがとうございます。 日程第四、委員議席の指定についての件を議題といたします。 事務局より、説明を求めます。
清原局長	現在、皆様の席は、仮議席となっておりますので、議席の決定を行います。 議席の指定は、大樹町農業委員会会議規則第九条により、抽選により決定するものと規定されております。 委員の皆さまには、ここで議席指定に係る抽選を行っていただきます。また、慣例では、会長は最終番の14番、会長職務代理者は最終番の一つ前の13番を議席としておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	事務局からの説明のとおり、只今から、議席番号指定に係る抽選を行います。議席指定番号を引きましたら、議席番号を事務局にお伝え下さい。
各農業委員	(抽選)

議長	只今、抽選をして頂きました議席指定番号を、議席の指定といたします。それでは、議席順に座りなおしていただきます。
各農業委員	(議席の移動)
議長	それでは、議事を進めていくにあたり、大樹町農業委員会憲章を全員で朗読しますので、ご起立ください。 (大樹町農業委員憲章朗読) ご着席ください。 日程第五、会議録署名委員の指名についての件を議題といたします。 会議録署名委員の指名については、大樹町農業委員会会議規則第十三条の規定に基づき、議長より指名いたします。 なお、本日の総会は、農業委員の改選後、初の総会となりますので、慣例に従い、議席番号順とさせていただきます。 議席番号一番、乙部毅博委員、議席番号二番、牧田日出男委員を指名いたします。 日程第六、協議案第一号、委員会の設置についての件を議題といたします。事務局より説明を求めます。
議長	大樹町農業委員会規則第八条の規定により、農地委員会、農政委員会及び広報委員会を設置し、委員会運営の推進を図りたく、今回ご提案を申し上げます。また、委員会の定数につきましては、会長及び会長職務代理者を除くすべての委員が所属することを基本とし、協議案に記載の定数といたしましたのでよろしくをお願いします。 只今、事務局より説明のあったとおり、農業委員会委員活動の運営機構として、農業委員会規則第八条の規定により、農地委員会、農政委員会及び広報委員会を構成し、今後の委員会活動を推進していきたいと考え、ご提案申し上げますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって、農地委員会、農政委員会及び広報委員会を設置することに決定いたしました。 なお、各委員会構成につきましては、会長並びに会長職務代理者に、ご一任させていただき、併せて、各委員会の委員長と副委員長につきましては、会長から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって、委員会構成につきましては、会長及び会長職務代理者に一任いただき、併せて、各委員会の委員長と副委員長につきましては、会長から指名することに決しました。 (協議) 協議が終了しましたので、事務局より委員会構成を報告いたします。
清原局長	協議致しました各委員会の委員構成及び、各委員会の委員長と副委員長を報告いたします。 農地委員会委員は、金曾浩文委員、寺嶋誠一委員、金曾千春委員、鈴木敏文

	委員、佐藤照実委員、西川圭介委員。そして、委員長は金曾浩文委員、副委員長は寺嶋誠一委員にお願いします。 農政委員会委員は、牧田日出男委員、乙部毅博委員、水野敦委員、三木隆志委員、角倉和博委員、竹次正実委員。そして、委員長は牧田日出男委員、副委員長は乙部毅博委員にお願いします。 広報委員会委員は、角倉和博委員、金曾千春委員、西川圭介委員。そして、委員長は角倉和博委員にお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、事務局より報告があったとおり決定いたします。 日程第七、協議案第二号、あっせん班及び現地調査班の設置についての件を議題と致します。 事務局より説明を求めます。
清原局長	大樹町農業委員会規則第七条の規定により、委員会運営にあたりまして、農地あっせん及び現況調査等に対応するため、班の設置を行いたく、今回ご提案申し上げます。 班は三班、4名編成をご提案いたしますので、ご協議のほどよろしく願い申し上げます。
議長	只今事務局より説明のあったとおり、農業委員会規則第七条の規定に基づき、農地あっせん及び現況証明願い等に対応する農地あっせん班、又は、現地調査班として、全体を三班体制とし4名編成にて、設置運営を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって、あっせん班及び現地調査班の設置を決定し、編成を、三班4名編成とすることに決しました。 また、班の構成委員につきましては、会長及び会長職務代理者に一任させていただき、併せて、各班の班長につきましては、会長から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって、班の構成委員につきましては、会長及び会長職務代理者に一任いただき、併せて、各班の班長につきましては、会長から指名することに決しました。 (協議) 班編成が決定致しましたので、事務局より報告いたします。
清原局長	班編成については、会長及び会長職務代理者を除く、委員で編成することと致しました。それでは報告いたします。 第一班、金曾千春委員、寺嶋誠一委員、角倉和博委員、西川圭介委員。そして、班長は金曾千春委員にお願いします。 第二班、三木隆志委員、牧田日出男委員、乙部毅博委員、竹次正実委員。そして、班長は三木隆志委員にお願いします。 第三班、水野敦委員、金曾浩文委員、鈴木敏文委員、佐藤照実委員。そして、班長は水野敦委員にお願いします。

	以上のように決定致しました。以上、報告を終わります。
議長	ただ今、事務局から報告があったとおりの班編成といたしますので、よろしくをお願いします。 日程第八、農業委員会、業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、7月1日開催の第36回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、7月2日、十勝農業委員会連合会役員会他が帯広市で開催され、穀内会長が出席しております。 7月3日、市町村農業委員会事務局長研修会が札幌市で開催され、事務局長が出席しております。 7月9日、10日、令和8年度農業者年金業務担当者地区別説明会が帯広市で開催され、事務局2名が出席しております。 7月10日、第25期農業委員会懇話会あご別れ会を帯広市で開催し、委員11名、事務局3名が出席しております。 7月13日（月）、第26期 農業委員会事前打合せを開催し、委員14名全員が出席しております。 7月14日、臨時第3回町議会が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。 7月16日、第26期農業委員会総会前の打合せを開催し、穀内会長、太田代理、事務局長が出席しております。 次に2の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」です。今月の報告は15件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 次に3の「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。 今回、1件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。 資料2を添付しております。 最後に4のその他で7月15日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料3を添付しておりますので、後程、お目通し願います。 以上で業務報告を終わります。
議長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第九、議案第23号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、それでは、議案第23号について、提案説明を申し上げます。 全国農業会議所から、昨今、農業委員会による不祥事、具体的には、農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴ですとか、事務局職員による虚偽有印公文書の作成などです、これらが続けて発生していることから、農業委員会の法令遵

	守の徹底として、農業委員会の法令遵守の申し合わせを、1年に1回、総会において決議するよう求められており、本日、第1回総会ということで、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
議長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
清原局長	それでは、決議の内容について読み上げます。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次の事項についてここに申し合わせ、決議する。 記 1 農業委員が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2 農業委員会としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和8年7月21日 大樹町農業委員会 以上で、説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第23号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了しました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。
清原局長	次回の第2回総会につきましては、八月三十一日、月曜日、を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	以上をもって、第一回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和8年7月21日

会 長

委 員(1 番)

委 員(2 番)